天童市部活動地域展開推進計画

令和８年９月

天童市・天童市教育委員会

はじめに

部活動は、スポーツ活動・文化芸術活動に興味・関心のある中学校の生徒が自主的・主体的に参加し、各部活動の教員（顧問）の指導の下、生徒の心身の健全な成長を育むため、学校教育の一環として行われてきました。それには教員の献身的な支えによるところが大きく、我が国のスポーツ・文化芸術の振興を図ってきたといっても過言ではありません。

また、部活動は体力や技術・技能の向上を図る目的以外にも異なる学年の生徒や仲間との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図り、さらに同じ目標等に向かって共感や協働を通して、喜びや悔しさ、達成感や成就感等を育むことができます。

さらに、その日常の活動そのものを通して、将来にわたって必要となる資質・能力や自己肯定感を育み、責任感、連帯感の涵養に資する等、学校における生徒の多様な学びの場所として、部活動の教育的意義は極めて大きいといえます。

しかし、社会環境の変化や生徒を取り巻く状況の変化に伴い、部活動の在り方については見直しや工夫が求められるようになりました。特に、全国規模で加速している少子化によって、これまで行われていた部活動と同様の体制等で運営していくことが難しくなってきており、学校や地域によっては、学校規模や地域差が極端で、存続さえも危ぶまれる厳しい状況も見受けられます。また、専門性や意思に関わらず、教員が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続していくことについても、より一層厳しくなっています。

これらのことから、スポーツ庁及び文化庁では、令和７年１２月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定し、学校部活動の運営等が困難になる前に、学校と地域の連携・協働により、生徒のスポーツ・文化芸術活動の場として、新たに地域クラブ活動を整備する必要があることを打ち出しました。そして、地域における新たなスポーツ・文化芸術環境の整備については、休日に地域で活動できる環境を着実に整備すること、また、平日における環境整備についても、できるところから取り組むことが考えられると示されました。

本市においても、少子化が進行している状況や部活動への所属も任意になったことから、生徒のニーズに合ったスポーツ・文化芸術活動の機会を確保するためには、生徒自身が望む活動を選択し、主体的に楽しく活動ができる環境、あわせて地域クラブ等においては持続可能な活動体制を整えていくことが、部活動地域展開を推進する上で必要との認識に立ち、これまで部活動改革を推進してきました。

令和８年度からは、スポーツ・文化芸術活動に親しめる環境を地域全体でつくる部活動改革実行期間とし、スポーツ庁及び文化庁、山形県教育委員会のガイドラインを踏まえながら、本市が目指す部活動地域展開を推進する具体的な施策を示すため、「天童市部活動地域展開推進計画」を策定するものです。

令和８年９月　　天童市・天童市教育委員会

【目　次】

第１章　推進計画の基本的な考え方

１　策定の趣旨……1
２　位置づけ
３　計画の期間・取組
４　現状と課題……3
(1)中学校数及び生徒数
(2)部活動数、部員数及び加入率
(3)令和７年度アンケート調査の結果概要
５　今後の方向性と展開……7
(1)生徒のニーズを踏まえた地域における
スポーツ・文化芸術活動の整備
(2)指導者の確保と育成
(3)活動場所の確保
(4)地域クラブ活動における会費及び保険の在り方
(5)部活動指導に対する教員の関わり方

第２章　地域クラブ活動

１　地域クラブ活動の在り方……11
２　地域クラブ活動に関する認定制度
(1)基本理念
(2)認定要件
(3)認定手続き等
(4)認定期間
(5)学校部活動と認定地域クラブ活動との違い
３　認定地域クラブへの支援……15
(1)学校施設及び備品等の使用
(2)市有施設における使用料の減免
(3)活動費・運営費の支援
(4)関係機関との連携促進
４　各種課題への対応……17
(1)実施主体の整備
(2)指導者の確保と育成
(3)活動場所の確保
(4)経済的困窮世帯への支援

第３章　計画の推進

１　関係機関との連携・推進体制……18
２　各種相談・問合せ窓口

第１章　推進計画の基本的な考え方

１　策定の趣旨

本推進計画は、市内各中学校の生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる環境づくりをめざし、学校と地域の連携・協働のもと学校部活動の地域展開に向けた総合的・計画的な取組等を推進するために策定するものである。

２　位置づけ

本推進計画は、令和７年１２月に文部科学省が策定した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」、及び令和８年３月に山形県教育委員会が策定した「山形県における部活動改革及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、スポーツ活動や文化芸術活動を通した生徒の健全育成と居場所づくりの観点から、本市中学校部活動の地域展開を推進するための計画として位置づけるものである。

なお「天童市立中学校における部活動の在り方に関する方針」（平成３１年３月天童市教育委員会策定）については、廃止する。

３　計画期間・取組

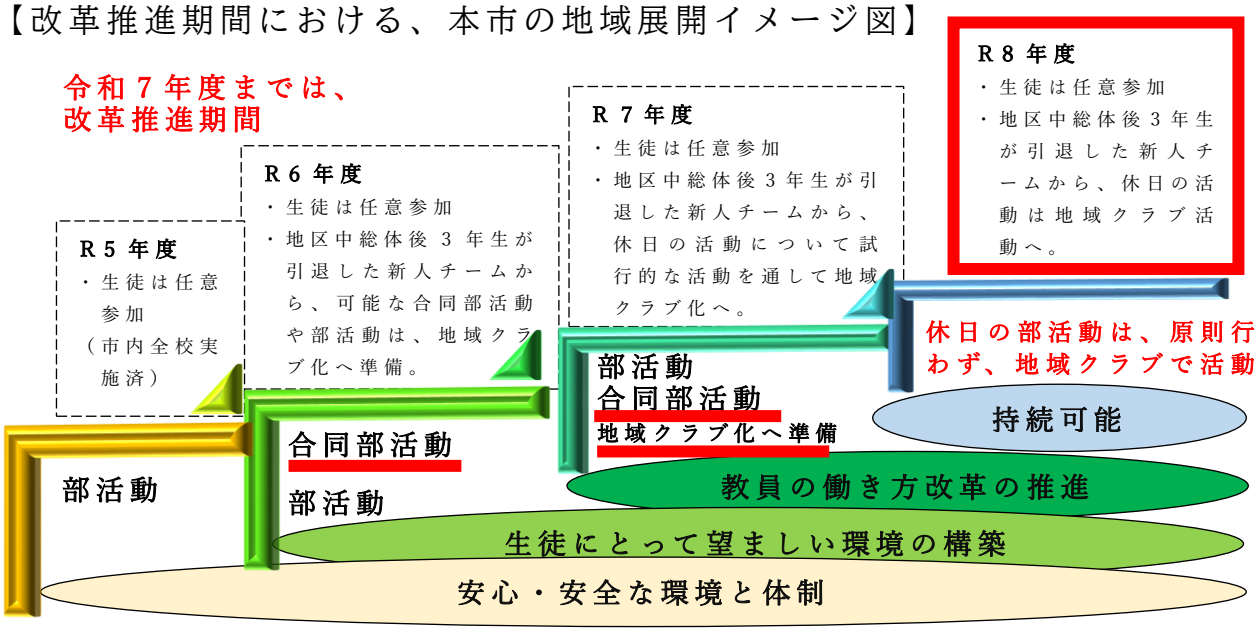
国では、令和５年度から７年度までの期間を中学校部活動地域展開の「改革推進期間」と位置づけ、部活動の実態や地域の実情に応じて、可能な限り早期の実現を求めている。そこで本市では、令和６年度から市内複数校による合同部活動を推進しており、先進的に軟式野球部や吹奏楽部、またソフトボール部やソフトテニス部、サッカー部が取り組み、休日の地域クラブ活動を展開している状況である。また令和８年度、東村山地区中学校総合体育大会（以下、地区中総体という。）後、３年生が引退し、１、２年生の新体制となった部から原則、休日の活動を学校の部活動から地域クラブ活動へ移行することをめざした部活動改革を展開している。

さらに国では、令和８年度から１３年度までの期間を改革実行期間と位置づけ、休日については全ての中学校において地域展開の実現を、そして平日についても課題解決を図りつつ、改革を推進する方向性を示している。

そこで本市では、令和８年度から３年間は改革実行期間前期として位置づけ、令和８年度を地域クラブ活動への「転換期」、９年度は地域クラブ活動との連携強化を図る「定着期」、１０年度は地域クラブが平日の活動に向けて、学校との連携を図りながら活動を展開していく「発展

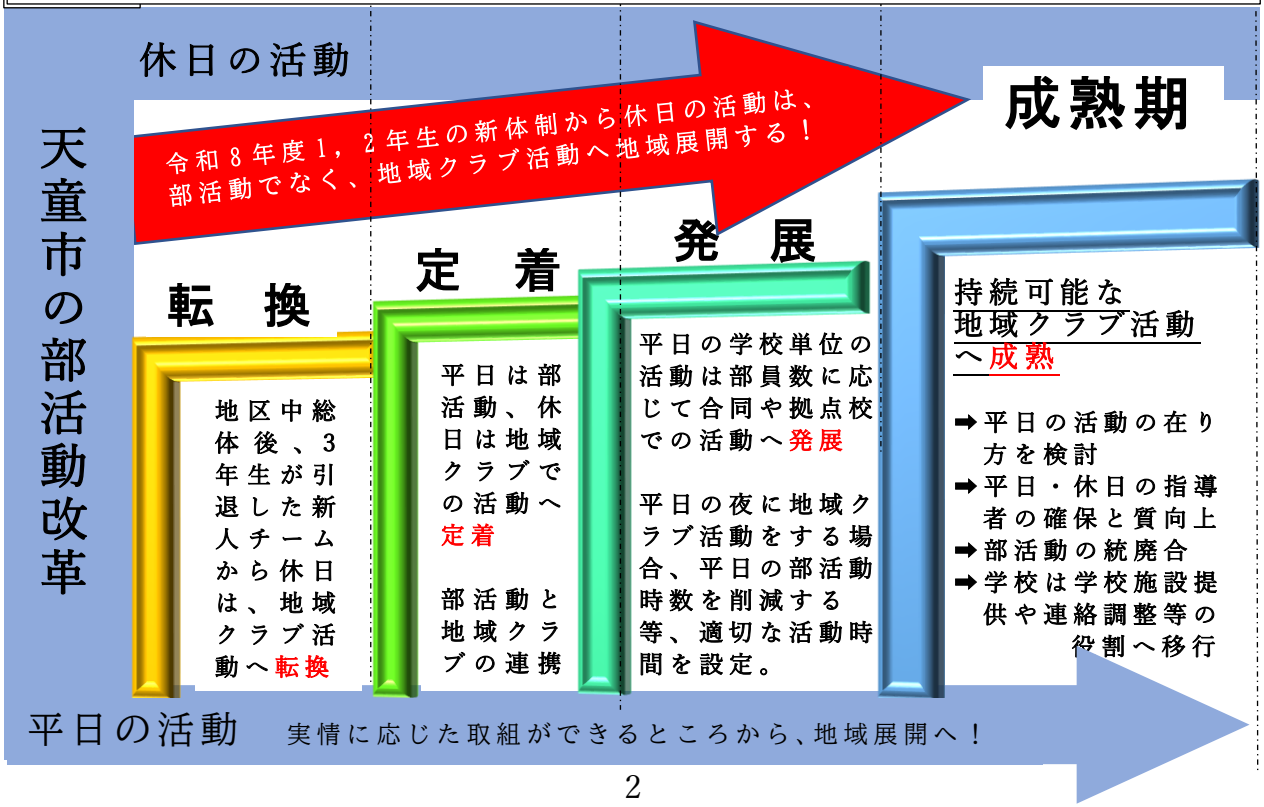
期」とする。そして令和１１年度から３年間は、改革実行期間後期と位置づけ、地域クラブ活動へと持続可能な形で運営し、指導者の指導力向上を図る「成熟期」として位置づけ、部活動改革を推進していく。

【改革推進期間における、本市の地域展開イメージ図】



【改革実行期間における、本市の地域展開イメージ図】

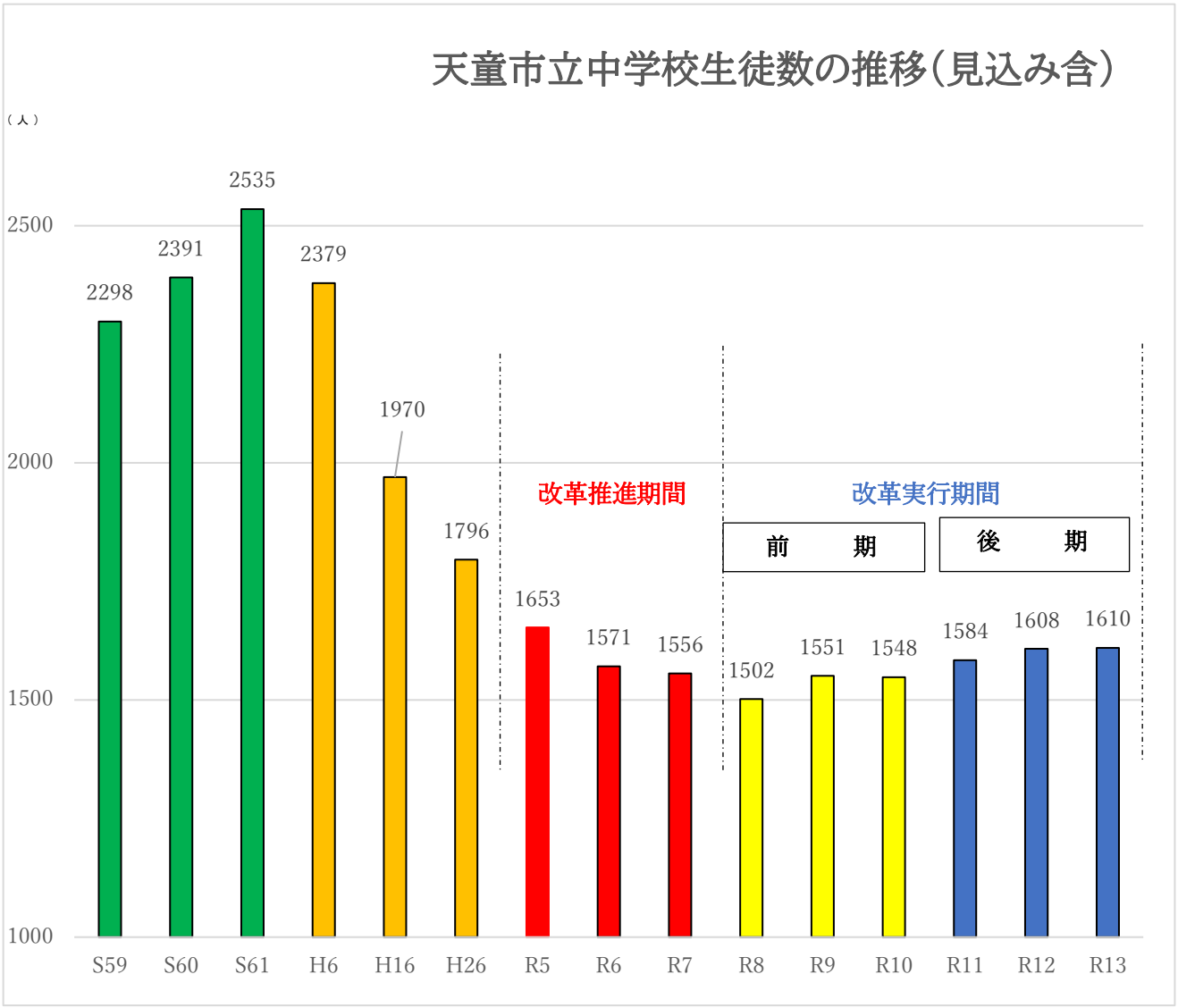
年度	令和８年度	９年度	１０年度	中間	１１～１３年度
国 ➡	確実に地域展開に着手	実現可能な在り方の検討 ➡		地域展開実現	
県 ➡	持続可能な体制整備・各種課題への支援		➡	認定地域クラブ支援	



4　現状と課題

（1）　中学校数及び生徒数

令和８年、天童市立中学校における学校数は４校で生徒は 1,502 人である。本市の生徒数については、令和１３年度の改革実行期間後期まで、ほぼ横ばいの状況と見込まれるが、部活動が任意所属であることや多種多様なスポーツ・文化芸術活動の選択肢があることから、従来の部活動の維持が困難な場合が増加していく見込みである。特に、競技によっては、学校単独ではチーム編成が難しく、大会等への出場選手数を満たすことができなくなるため、合同部活動と合同チーム、拠点校部活動等で活動を行うことや、部員数の減少に伴う休部や廃部によって、生徒の選択肢が狭まる等、様々な影響が出てくると想定している。



■令和８年度から１３年度までの改革実行期間は、生徒数の推移はほぼ横ばいであるが、令和１４年度以降の児童生徒数は減少傾向が見込まれる。

（2） 部活動数、部員数及び加入率（市教委調査）

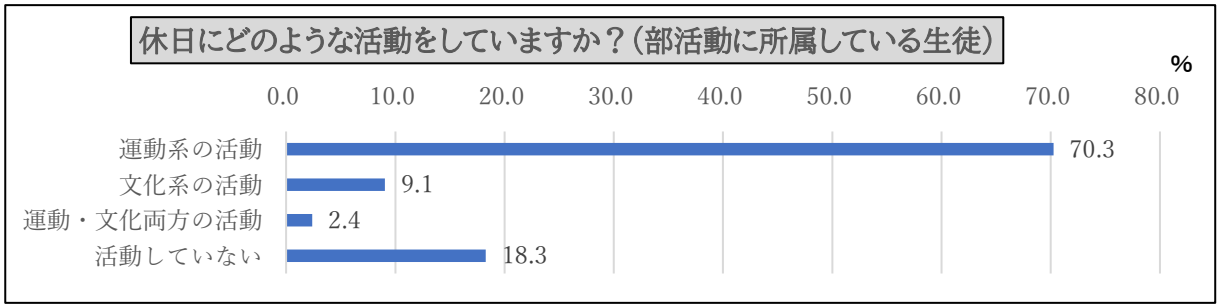
数／年度	部活動数			在籍生徒数	部員数			加入率
	運動部	文化部	合計		運動部	文化部	合計	
令和５年度	52	8	60	1,653	1,010	342	1,352	81.8%
令和６年度	44	8	52	1,571	885	318	1,203	76.6%
令和７年度	43	8	51	1,556	775	254	1,029	66.1%

■生徒数が微減する中、1 つの中学校ではチーム編成が難しい状況を背景に、本市では合同部活動や拠点校部活動を推進してきた。また、部活動の加入率は減少傾向であるが、部活動に所属せず、外部クラブで活動している生徒もおり、多種多様なスポーツや文化芸術活動に親しんでいる傾向にある。

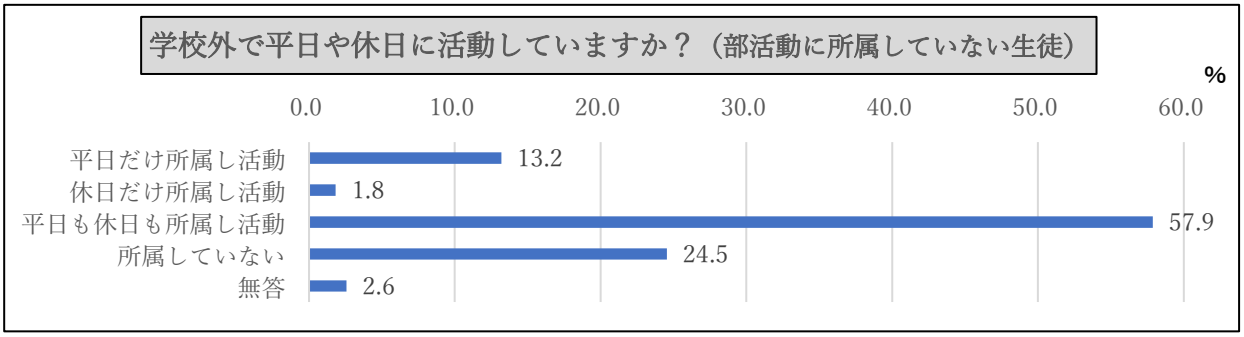
（3） 令和７年度アンケート調査の結果概要（グラフの数値は％）

No.	アンケート調査対象者	調査期間	対象者数	回答者数	回答率
①	市内中学校 1・2 年生徒	R7. 7. 8～18	990	858	86.7%
②	部活動顧問・部活動指導員	R7.11. 5～17	97	67	69.1%
③	部活動外部指導者		72	41	57.0%
④	市内小学校 5･6 年児童	R7.12.10～R8. 1. 9	1,031	720	69.8%
⑤	市内小学校 5･6 年保護者			532	

① 市内中学校１・２年生徒アンケート調査結果

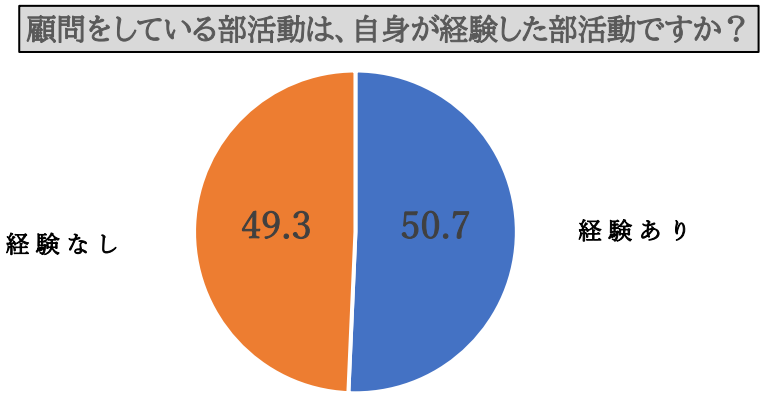


■部活動に所属している生徒のうち 70.3%の生徒は休日に運動系の活動をしていて、9.1%は文化系の活動を行っている。



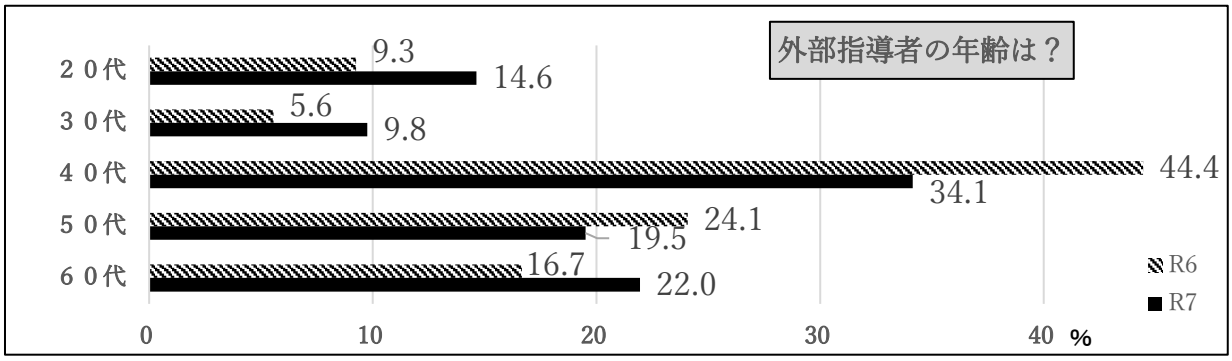
■部活動に所属していない生徒のうち、学校外で平日や休日に活動している生徒は全体で 72.9%であり、自分の技能や嗜好に応じて、多種多様な地域クラブに所属して、活動している状況がうかがえる。

② 部活動顧問・部活動指導員アンケート調査結果

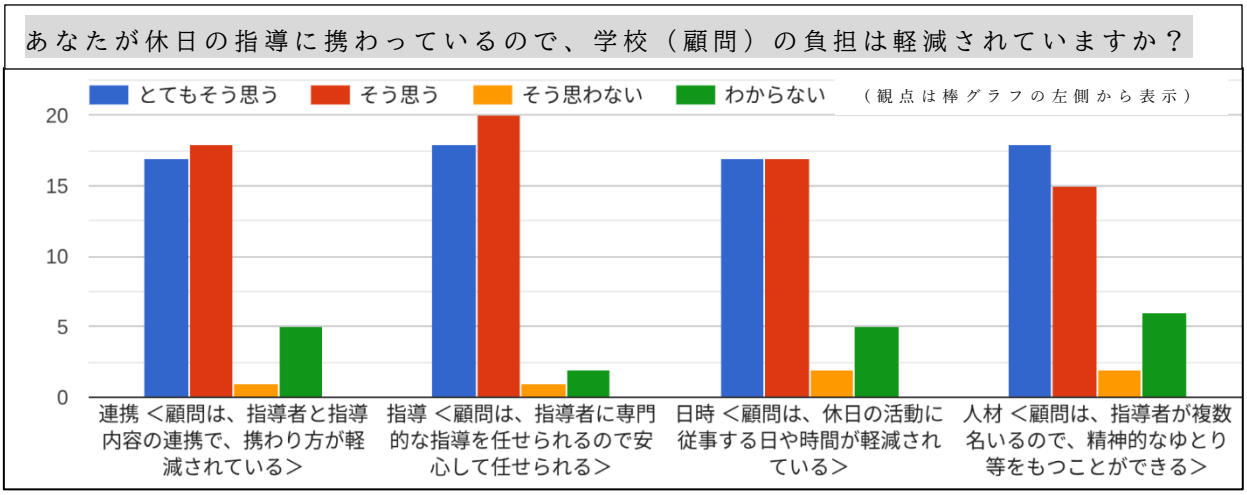


■顧問をしている部活動について、自身の経験のある教員と経験のない教員は、ほぼ同率であった。

③ 部活動外部指導者アンケート調査結果



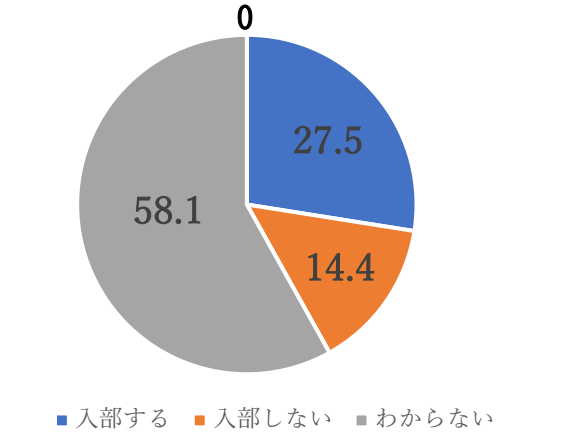
■令和７年度において、50～60代の指導者が41.5%、40代は34.1%で全体の75.6%を占める。地域の指導者とともに、保護者が指導者として関わっている団体もある。



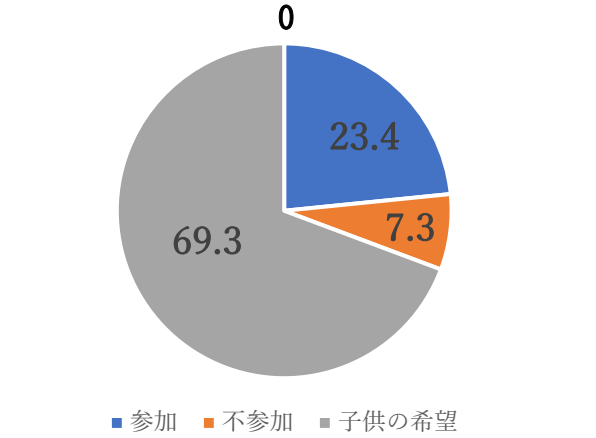
■教員の負担軽減が図られ始めているという結果である。休日の活動における学校と地域連携等により、よりよい環境づくりが必須である。

④⑤　市内小学校５・６年児童・保護者アンケート調査結果

【児童】あなたは中学校に入学したら、平日の部活動に入部する予定ですか。



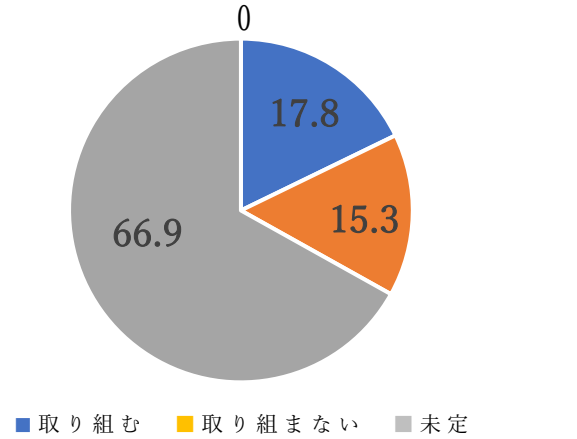
【保護者】お子さんが中学校に入学したら、平日の部活動に参加させたいですか。



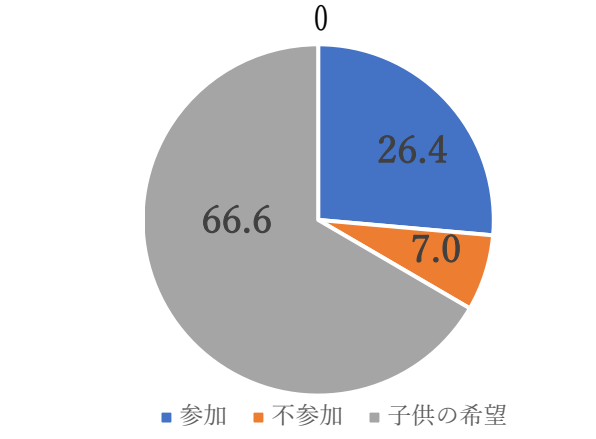
（観点は円グラフの０から時計回りで表示）

■平日の部活動に入部する予定について、児童の入部する（予定）27.5％と保護者の参加させたい 23.4％と、ほぼ同率といえる。小学校在学中に、スポーツや文化芸術に親しんでいる児童が、中学校でも継続していきたい傾向があると思われる。

【児童】令和８年度からの休日のスポーツ活動や文化活動に、あなたは取り組む予定ですか。



【保護者】令和８年度からの休日のスポーツ活動や文化活動の環境があれば、参加させたいですか。



（観点は円グラフの０から時計回りで表示）

■休日のスポーツ活動や文化芸術活動についての取り組み方については、保護者の方が参加させたい割合が児童よりも 8.6 ポイント高かった。取り組み未定の児童と保護者の割合がほぼ同率であり、今後、活動の選択ができるよう、適切な情報提供が必要と思われる。

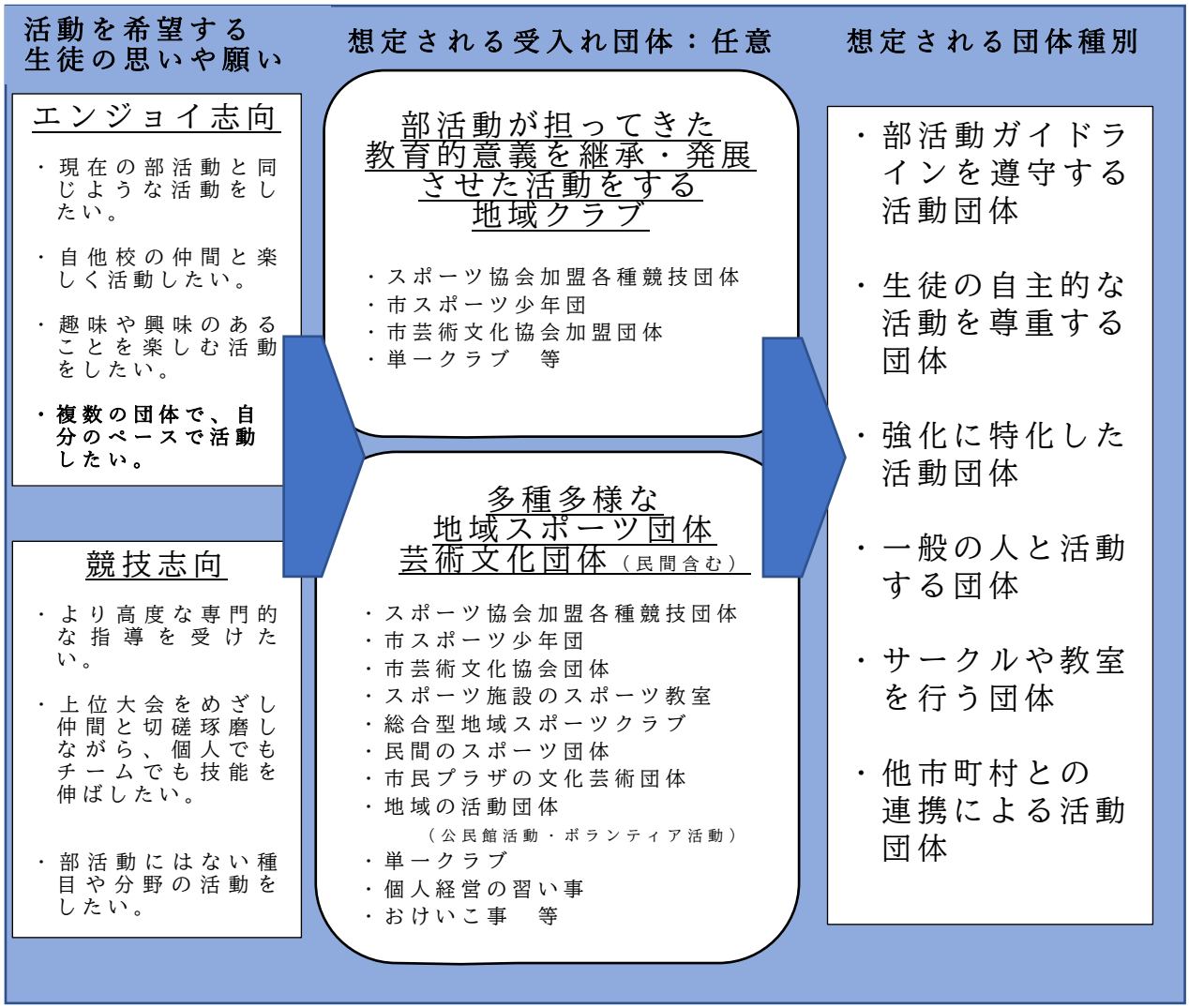
5　今後の方向性と展開

学校部活動の地域展開の推進にあたっては、生徒を含めた地域住民がスポーツ・文化芸術活動に親しむことができるよう、地域の環境整備を充実させていくことが必要である。そのためには、学校部活動を単に学校から切り離すのではなく、地域全体でスポーツ・文化芸術に親しめる社会の実現をめざし、地域における環境整備や機運の醸成を図っていくことが重要である。

（1）　生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術活動環境の整備

放課後や休日の過ごし方については、個々の生徒の思いや願い、ニーズをもとに、興味や関心のある活動や嗜好にあった様々な活動の選択肢がある環境を整備していくことが重要である。その生徒のニーズとは、自分のペースで適度な運動を行うエンジョイ志向や仲間と切磋琢磨しながら技能の向上をめざし、上位大会等をめざす競技志向等であり、下図のように生徒が自身に合う活動が選択できる環境整備を図っていくことが大切である。

①　生徒のニーズをもとに選択できる環境づくり



② 部活動の地域連携団体、地域クラブ活動の実施主体の確保

部活動の地域展開に向けて、市スポーツ協会の加盟団体や市スポーツ少年団及び市芸術文化協会の加盟団体等が実施主体となり得るように支援していく。また、令和８年度から、これまで部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動を「認定地域クラブ活動」として、市が認定する。

認定された地域クラブは、部活動の地域連携団体として、また活動を希望する生徒を受け入れる実施主体として、部活動のガイドラインを遵守した活動をしていく団体である。

地域クラブとは

地域クラブは、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」（主として、青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。））の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置づけられるものである。

（学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインより
令和４年１２月　スポーツ庁・文化庁）

③ 関係者間の連携体制の整備

地域クラブ活動の実施にあたっては、活動場所の手配や確保、参加者の募集や連絡、活動中の事故やトラブル時の対応等、地域クラブ活動の運営団体・実施主体が行うことになる。また、平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動が併存する場合、指導者間で指導方針等に一貫性がなくなることも考えられる。これまで学校管理下で行ってきた部活動を地域団体が運営・管理する地域クラブに移行した際、様々な運営上の課題が生じることが考えられる。

その課題への対応として、持続可能なスポーツ・文化芸術活動環境を整備していく上で、地域クラブ活動の実施主体や学校、市関係部署等が密に連携を図っていくことが重要である。関係者間の連絡・連携体制の整備を図るとともに、各種の連絡・調整を担うコーディネーターの配置と活用等を含め、より適切な在り方を検討していく。

(2) 指導者の確保と育成

① 指導者の確保

学校部活動における部活動指導員・部活動外部指導者や休日等の地域クラブ活動における指導者を継続的・安定的に確保し、持続可

能な活動としていくことは必須である。市スポーツ協会、市スポーツ少年団本部、市芸術文化協会等の関係団体と連絡・連携を図りながら、専門的な技術指導ができる地域人材を把握するために情報交換を行い、確保に努めていく。

② 指導者の育成

市は指導者や地域クラブ活動の実施主体等の関係者に対して、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術活動の環境を整備するためには、専門性や資質・能力を有する指導者を育成することが重要であることから、そのために各種研修会を計画的に開催し、指導者が参加しやすい環境を整備していく。

(3) 活動場所の確保

地域クラブ活動の実施主体は、活動場所を手配し、確保していく必要がある。市は、学校施設や市の社会教育施設、スポーツ・文化施設の利用規則や減免規程等の見直しを図る等、活動場所を確保しやすい環境づくりに努める。

(4) 地域クラブ活動における経費及び保険の在り方

① 会費の設定

地域クラブ活動に必要な経費は、受益者（保護者）負担が原則であり、地域クラブ活動の実施主体は、その競技等の特性に応じて会費を設定することができる。また、保護者の過度な負担とならないよう、活動内容や規模等を調整した金額設定が望まれる。

さらに、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営の透明性を確保し、適切な情報公開に資するよう理解と協力を求める。

② 保険の加入

地域クラブ活動の実施主体は、指導者や参加する生徒等に対して、自身のけが等を補償する保険及び個人賠償責任保険に加入することで、適切な補償が受けられるようにしておくことの重要性を周知する。また、競技等の特性やこれまでの活動状況、けがや事故等の発生状況等を踏まえ、適切な補償内容・保険料である保険を選定する必要がある。

(5) 部活動指導に対する教員の関わり方

① 教員の負担軽減

休日の部活動に教員が携わらなくても活動できる体制と環境づくりを段階的に推進していく。また、中学校等の生徒を対象とする大

会等の主催者は、大会参加資格を学校単位に限定することなく、地域クラブ活動や複数校の合同チームも参加できるよう、大会等の在り方の見直しも必要である。

② 地域クラブ活動での指導

部活動が地域クラブ活動へと展開した際も、地域クラブ活動で指導を希望する教員が、円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、規定の整備を図っていく。また、教育委員会が兼職兼業の許可をする際は、教員本人の意思を尊重するとともに、勤務校等における業務の影響の有無、教員の健康への配慮等について、校長の意見を求めるものとする。

第２章　地域クラブ活動

１　地域クラブ活動の在り方

地域クラブ活動には、多様な実施形態や活動内容があり、スポーツ・文化芸術活動の役割や意義を踏まえ、地域の実情や実施主体の意向に沿って実施されている。その活動内容は多岐に渡り、生徒と地域が密接に関わる機会が創出されることで、地域のスポーツ・文化芸術振興の観点等からも様々な効果が期待できる。それは、生徒が多世代の地域住民と多様な活動や体験を通して、スポーツや文化芸術活動に親しむ豊かな交流等により、「地域での学び」をしていくことである。地域クラブ活動を通じて、「ひと」と「地域」がつながりを持ち、好循環を育み続けることで、持続可能なスポーツ・文化芸術活動の整備が図られていく。

天童市における地域クラブ活動の実施主体は、天童市スポーツ協会・各競技連盟の加盟団体、天童市スポーツ少年団、天童市芸術文化協会・各加盟団体及び民間クラブ等が該当する。

２　地域クラブ活動に関する認定制度

天童市は、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術活動環境を整備するため、「天童市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」を制定する。国・県が示した次のことを念頭に置いた活動を、天童市が「天童市認定地域クラブ活動（以下、認定地域クラブ活動という。）」に認定し、様々な支援を行うこととする。

> １　生徒の自主的・自発的な参加によって行われるものであり、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生涯にわたってスポーツや文化芸術活動を楽しむために必要な資質・能力等を育てることを主な目的とするもの。
> ２　学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、部活動改革の理念を踏まえ、適切な形態で活動が行われるもの。

（1）　認定要件

認定地域クラブ活動として認定を受けるためには、次の要件を全て満たすこと。

> ア　活動機会が保障されていること
> イ　適切な活動時間・休養日を設定していること
> ウ　会費等を適切に設定していること
> エ　適切な指導体制を整えていること
> オ　適切な安全管理体制が確保されていること
> カ　適切な運営体制が確保されていること
> キ　学校等との連携が適切に行われていること

ア　活動機会が保障されていること

（ｱ）　市内に在住する中学校等の生徒が所属していること。また、競技力の強化等に重きを置き、広域から生徒を集めることは認められない。選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れること。ただし、クラブの活動理念や方針等により、そのクラブが対象地域や人数制限を設けることは妨げない。

（ｲ）　主に市内の施設を利用して活動を行っていること。

イ　適切な活動時間・休養日を設定していること

生徒の心身の成長に配慮し、健康な生活を送ることができるよう、適切な活動時間や休養日を設定すること。

認定地域クラブの活動時間

（生徒１人あたりの活動時間も準じるものとする）

活動時間	・平日２時間程度 ・休日３時間程度 ・週当たり１１時間程度
休養日	・週当たり２日以上 ・休日のみ活動の場合、原則、土日のどちらかは休養日
長期休業中の休養日	・ある程度連続した休養期間を設ける

（ｱ）　週当たり２日以上の休養日を設け、１日の活動時間は、平日は２時間程度、休日は３時間程度とし、週当たりの活動時間は１１時間程度の範囲内とすること。ただし、週当たりの活動時間が１１時間程度の範囲内に収まり、かつ、週２日以上の休養日が設けられるのであれば、平日の活動を週３日以内に抑えつつ休日に２日間連続して活動を行うなど、柔軟な対応を行うことも可能とする。

（ｲ）　年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日等）や毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成していること。

ウ　会費等を適切に設定していること

受益者の負担を考慮し、持続可能な地域クラブ運営に必要な範囲で可能な限り低廉な会費（参加費）等が設定されていることが望ましい。ただし、活動内容によって、活動場所や必要な備品等が異なることから、認定要件として会費等の額に制限は設けない。

エ　適切な指導体制を整えていること

（ｱ）　指導の質を担保するため、指導者は、原則、有資格者であること。ただし、該当する指導者資格がない活動については、有資格者でなくとも十分な経験や知識を持った者が指導にあたること。

（ｲ）　認定地域クラブ活動においても、学校部活動と同様に、体罰・暴言・暴力・行き過ぎた指導・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の根絶を徹底すること。また、過度の活動の防止、不適切な休養の設定等についても、留意していくことが必須である。

ａ　上記の行為を決して行わないこと。
※　このことについて、指導者自らだけでなく、参加生徒同士のこうした行為も許されないこととして深く認識し、指導にあたることが必要である。
ｂ　指導者は、天童市が定める研修又はそれに準じる研修を受講すること。
ｃ　持続的・安定的な活動の確保及び事故や暴力・暴言等の不適切行為を防止する観点から、指導は原則として複数人で行うこと。

オ　適切な安全管理体制が確保されていること

認定地域クラブ活動の実施主体は、安全な環境下で活動することができるように留意すること。また、緊急時の対応として連絡体制の整備やクラブ在籍者の保険加入を徹底すること。

（ｱ）　事故防止の徹底
生徒の健康の状態や活動環境を考慮の上、適切な指導内容や活動時間、休憩時間等を設定し、活動場所の管理主体と連携すること。

（ｲ）　緊急時の対応
保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行い、事故発生時の対応を適切に行うこと。

（ｳ）　保険の加入
参加者及び指導者等が、自身の怪我等を保障する保険（スポーツ安全保険等）に加入し、必要に応じて個人賠償責任保険に加入していること。

カ　適切な運営体制が確保されていること

（ｱ）　認定地域クラブ活動の実施主体等において、次の内容を含む規約等を備えていること。
・役員（代表、副代表、会計、監事等）の選任・解任に関すること
・総会の運営など団体の意思決定に関すること
・会員の入退会、会費等に関すること
・予算・決算の審議・承認に関すること

（ｲ）　公正かつ適切な会計処理が行われ、加入者及びその保護者等の関係者に対する情報開示が適切に行われていること。

（ｳ）　営利を目的としないこと。

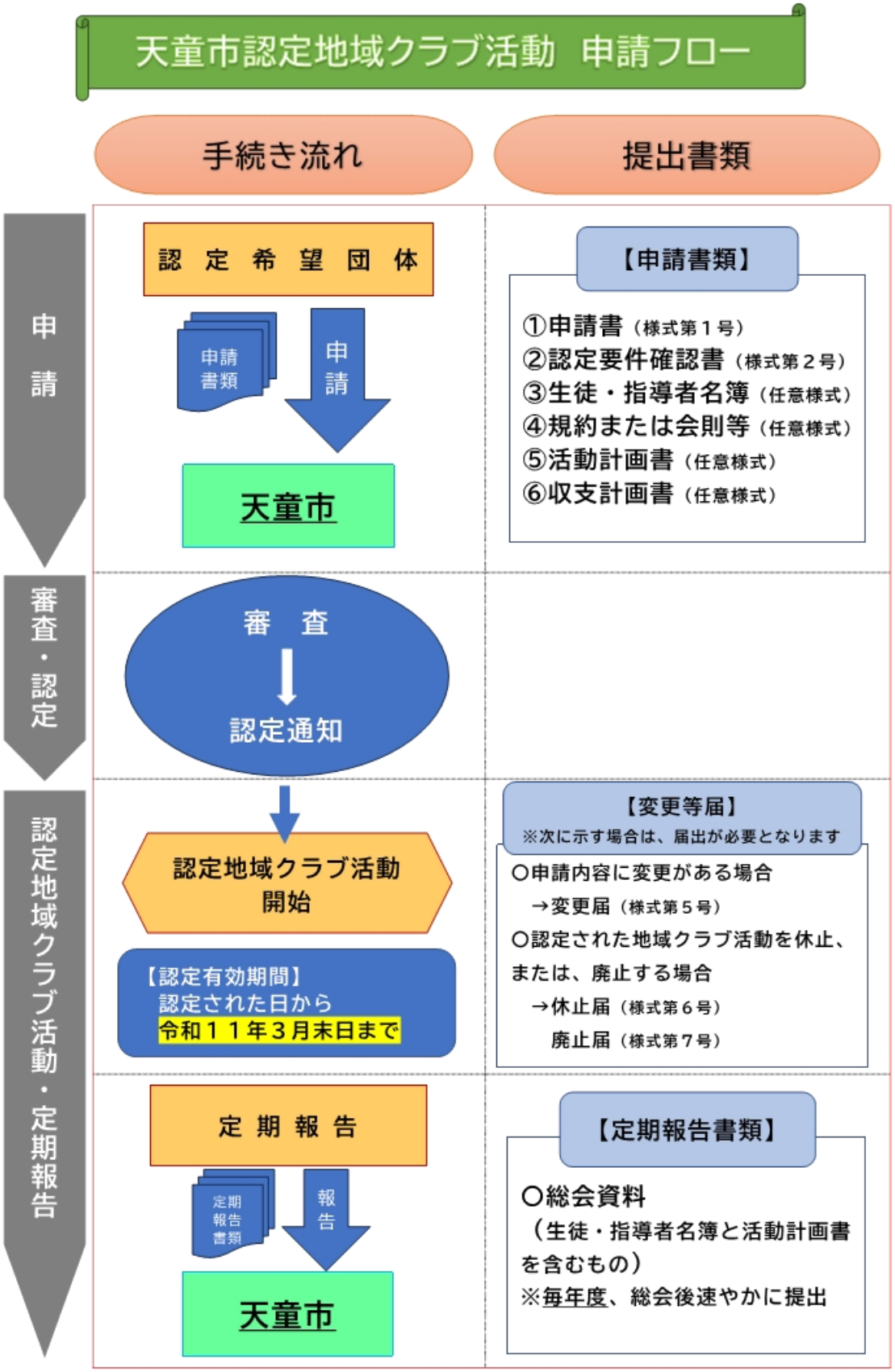
キ　学校等との連携が適切に行われていること

（ｱ）　認定地域クラブ活動方針や指導方針、スケジュール等を天童市や生徒の在籍する中学校と共有し、生徒１人あたりの活動時間を把握して生徒の健康管理に努めること。

（ｲ）　障がいのある生徒も地域クラブ活動に参加することを想定し、配慮や工夫を行うこと。

（2） 認定手続き等

認定申請を行うクラブは、認定要綱によって定められた認定書等の必要書類を天童市に提出する。



（3） 認定期間

認定の有効期間は、認定された日から令和１１年３月末（令和１０年度末）までとし、令和１１年４月以降は、認定された日から令和１４年３月末（令和１３年度末）とする。

※ 認定期間内であっても、所属する生徒及び指導者の名簿は年度毎に提出するものとする。

（4） 学校部活動と認定地域クラブ活動との違い

項目	部活動	認定地域クラブ活動
実施主体	中学校	地域クラブ、団体
指導者	・教員 ・学校委嘱の外部指導者 ・部活動指導員等	・クラブの指導者 ・指導を希望し教育委員会から認められた教員、部活動指導員 ・保護者 ・地域の指導者等
活動時間	・平日２時間程度 ・長期休業中は１日３時間程度	・平日２時間程度 ・休日３時間程度 ・週当たり１１時間程度
休養日	・週当たり平日１日以上 ・週休日･祝日	・週当たり２日以上 ・休日のみ活動の場合、原則、土日のどちらかは休養日
	長期休業中はある程度連続した休養期間を設ける	
運営費	保護者会費等	受益者負担が原則
大会参加	・中体連、中文連主催大会の参加は可能	・中体連、中文連主催大会（条件あり） ・その他の大会・練習試合

３ 認定地域クラブへの支援

（1） 学校施設及び備品等の使用

学校部活動と同様に、地域クラブ活動も学校施設を中心とした身近な地域での活動が望ましいとされているため、学校管理者の許可を得て中学校施設や備品等を優先して使用できるものとする。

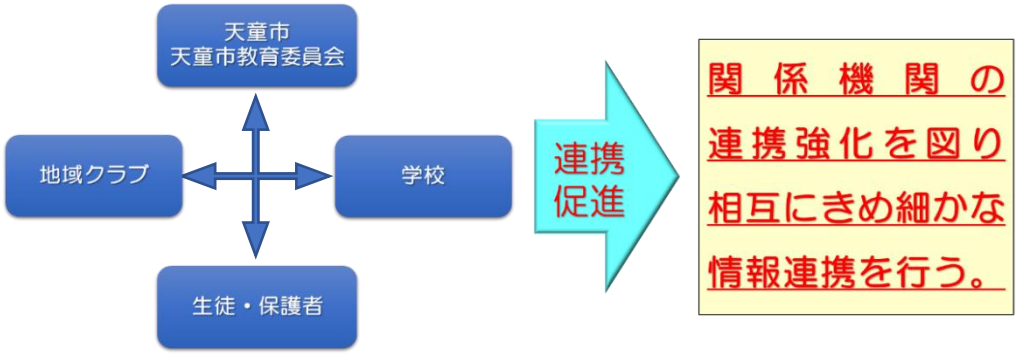
（2） 市有施設における使用料等の減免

市有施設（スポーツセンター、市民文化会館等）を認定地域クラブが使用した場合、休日の使用料等（備品使用料、照明使用料及び冷暖房料を除く）を減免する。

（3） 活動費・運営費の支援

円滑なクラブ運営が行うことができるよう、認定地域クラブに対し、活動内容や対象経費に応じて支援を行う。

（4） 関係機関との連携促進



項目	内容
ア　情報提供により、安心・安全な活動機会の提供や生徒・保護者等、関係者の理解を促進する	・関係者間の情報共有を円滑にすることで、安心・安全な活動機会の提供に繋げる。 ・認定地域クラブと学校間で情報を共有し、生徒の活動状況を互いに把握する。 ・認定地域クラブを対象とした情報交換会の開催。
イ　中学校等入学時のオリエンテーション時に認定地域クラブの情報を提供する	・生徒が認定地域クラブの種目や分野を把握することにより、入会を検討するきっかけづくりとなる。
ウ　中学校施設の優先使用に伴う調整を行う	・既存の使用団体の状況や空き状況から、認定地域クラブの使用について調整を行う。
エ　認定地域クラブに対する補助事業の円滑化	・認定地域クラブを対象とした補助事業の実施について、情報提供を行う。 ・申請時には申請書の記入等、サポートを行う。
オ　指導者確保に向けた認定地域クラブと関係団体のつなぎ役として、指導体制づくりを支援する	・認定地域クラブが指導者を探している場合等、市スポーツ協会や市芸術文化協会等の関係団体に照会し、指導者の確保や資格の取得についてサポートを行う。 ・指導を希望する教師等が、円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、規程や運用の改善を行う。勤務校における業務への影響の有無、教師等の健康への配慮など、学校運営に支障がない場合に限り許可をする。

学校と地域クラブが連携し、安心して活動ができるよう
天童市・天童市教育委員会がサポートしていく。

4　各種課題への対応

(1)　実施主体の整備

課題	対策
認定地域クラブの設立等について	・天童市及び天童市教育委員会がサポートを行う。
認定地域クラブ活動の実施主体は、認定要件に則り、持続的かつ安定的に生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を提供することが求められる	・実施主体は、会則等を備え、適切な運営体制を敷くことで、参加者に対して明るい運営（適切な役員選出や会計処理等）に努める。 ・天童市が運営状況等を把握しつつ、必要に応じて相談及び助言を行うものとする。

(2)　指導者の確保と育成

課題	対策
認定地域クラブの指導者は、原則、有資格者であることから、地域の多様な人材から質及び量ともに十分な指導者を確保することが必要である	・関係団体と連携し、指導者の確保や資格の取得についてサポートを行う。 ・天童市は、認定対象とする研修及び講習会等を実施し、ハラスメント等の根絶に努める。

(3)　活動場所の確保

課題	対策
部活動から地域クラブへ活動が移行するにあたり、１つの競技・種目において複数のクラブが活動し、中学校施設のみでは活動場所が不足する可能性がある	・既存の使用団体と調整をしながら、市有施設の使用について調整を行う。 ・市スポーツセンターや市民文化会館等の市有施設使用料を減免し、実施主体や参加者の負担軽減に繋げる。

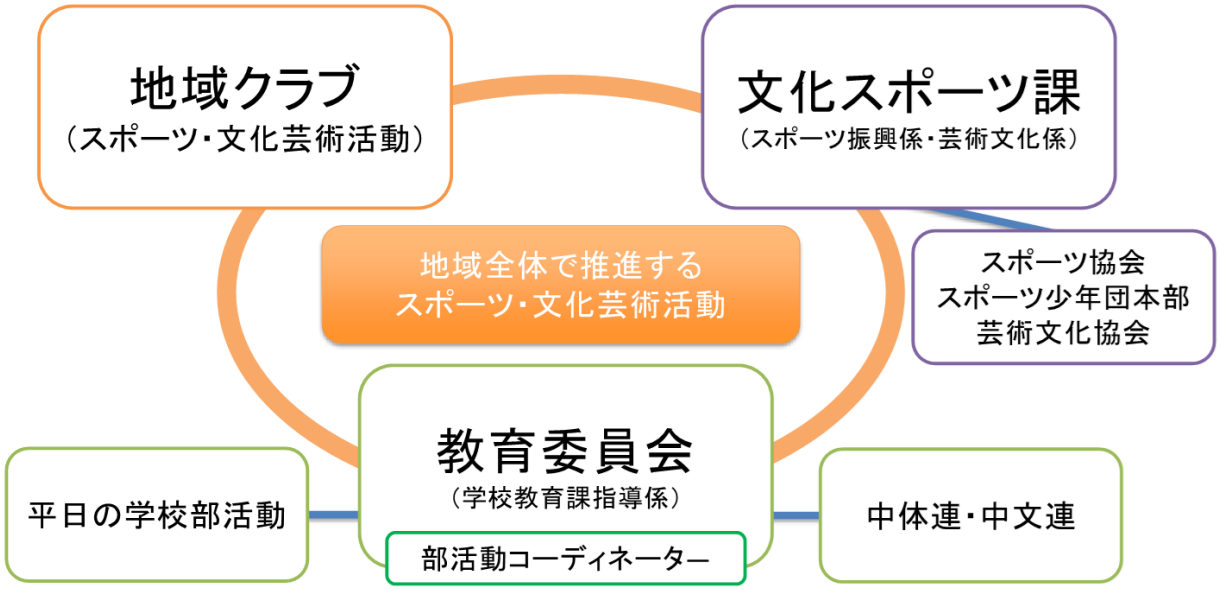
(4)　経済的困窮世帯への支援

課題	対策
各世帯における地域クラブ活動にかかる費用負担が、部活動よりも増える可能性がある	・経済的な理由で地域クラブ活動への参加を諦める生徒が出ないよう、該当する世帯への支援を検討する。

第３章　計画の推進

１　関係機関との連携・推進体制

本計画は、関係者及び関係団体への情報提供に努めながら、地域クラブ、学校、保護者、関係行政機関等が相互に連携することで、地域全体で一体的な推進をめざすものとする。



※　本計画の実施状況については、説明会や情報交換会の開催、意識調査等を行い、計画の推進状況等の把握に努めるものとする。

２　各種相談・問合せ窓口

天童市役所・天童市教育委員会　023-654-1111

内容	問合せ先
・部活動に関わること	教育委員会学校教育課 指導係　内線 822・823
・学校施設開放に関わること	
・中体連・中文連の大会に関わること （合同チーム、合同部活動等）	
・各種大会出場補助金に関わること	
・チームの立ち上げ・運営に関わること	
・認定地域クラブ活動に関わること （認定申請、補助金等）	市民部文化スポーツ課 スポーツ振興係　内線 264 芸術文化係　内線 262
・スポーツ団体、スポーツ少年団等に関わること	
・芸術文化団体に関わること	
・激励金に関わること	